

## 使用貸借契約書

貸主株式会社越智工業所（以下、「甲」という。）と、借主 \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、以下の通り契約（以下、本契約という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲が、甲が所有する以下の目的物（以下、本目的物という）を乙に有償で貸与し、乙がこれを甲から借受けることを目的とする。この際の所有権は乙に移転せず甲に帰属する。

（目的物の表示）

サイズ

### 第2条（返還時期）

1. 本契約の期間は、0000年00月00日から0000年00月00日までとし、甲が乙の指定場所に物件を納入した日を開始日とし、甲が物件の返却を受けた日を終了日とする。

### 第3条（目的外利用の禁止）

- 乙は、本目的物を第1条で定める使用目的でのみ使用することとし、それ以外の用途に使用してはならないものとする。
- 乙は、甲の承諾なく、本目的物を第三者に使用、収益させてはならない。

### 第4条（善管注意義務）

乙は、常に善良なる管理者の注意義務をもち、その用法にしたがって本目的物を使用しなければならない。

### 第5条（費用負担）

本契約期間における本件目的物の運搬・設営及びそれに付随する費用は、すべて乙が負担するものとする

### 第6条（返還）

- 本契約が終了した場合、乙は、直ちに本目的物を原状に復して甲に返還するものとする。
- 本目的物の返還方法及び返還場所は、甲が別途指示する。

### 第7条（損害賠償）

乙が、その責に帰すべき事由により本目的物を滅失又は毀損したときは、甲は直ちに、甲が被った損害の賠償を、乙に対して請求することができるものとする。この場合には、その支払いがなされた時点を以って本契約は終了する。

### 第8条（解除）

乙が、この契約に違反したときは、甲は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる

### 第9条（協議）

- 本契約に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。
- 本契約について疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

本契約成立を証として本書1通を作成し、各自記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

0000年 00月 0000日

（甲） 住 所 愛媛県今治市桜井2丁目7番90号

株式会社越智工業所

氏 名 代表取締役 越智 戒

（乙） 住 所

氏 名